令和２年２月　双葉町農業委員会　定例総会会議録

１．日　　時　　令和２年２月１８日（火）　１３時３０分開会
２．場　　所　　双葉町役場いわき事務所　２階大会議室
３．召 集 者　　双葉町農業委員会会長　　泉田　健一
４．議事日程
　日程第１　議事録署名人の指名について
　日程第２　農地法第３条第１項の規定に基づく所有権移転の許可申請について
　日程第３　農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について
出席農業委員
　議席１ 鵜沼　久江 委員　議席２　欠　　　席　　議席３ 大橋 利一 委員
　議席４　欠　　席　委員　議席５ 吉田 晴男 委員　議席６ 西尾 富雄 委員
　議席７ 澤上　榮　委員　議席８ 泉田 健一 委員
出席農地利用最適化推進委員
　吉田 善一 委員　　髙田　喜寿 委員
５．職務のため会議に出席した者の氏名
産業課長兼農業委員会事務局長　　　　　志賀　睦
主　査（併任）　　　　　　　　　　　　大和田　千歳
副主査（併任）　　　　　　　　　　　　森田　洸平
６．開会
○志賀事務局長
　それでは、只今より双葉町農業委員会２月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。
７．会長挨拶
　みなさんお疲れ様でございます。連日の新型コロナウイルスの報道はもはや、私たちの日常生活そのものを変化させるようになり、まことに心配です。早急な鎮静化を願うばかりであります。今年も間もなく、３月１１日のあの日がやってまいります。すでに９年も経過し、１０年目を迎えるわけであります。来る３月７日には常磐道双葉インターチェンジ、３月１４日には常磐線の全線開通と相次ぎ、ようやくという感じはありますが期待の膨らむところであります。
また、福島特措法の改正では営農再開の加速化が明記され、農地の利用集積、６次産業化施設の整備を創設するとされています。しかし当町の農業の再開がまだまだの感が否めないところであります。私たちは現在置かれた現状を認識し、少しでもこれから先のこと思いよりよい方向に導きたいものであります。以上です。
８．議事
○志賀事務局長
　どうもありがとうございました。議事に入る前に、髙木農業委員、木幡農業委員、渡部農地利用最適化推進委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。
　それでは、双葉町農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が議長となります。会長、よ

ろしくお願いします。
◆議長（泉田会長）
　ただいまの出席委員は、６名です。定足数に達しておりますので、これより令和２年２月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。
○志賀事務局長
　それでは、会務報告ということで報告させていただきます。
（会務報告を朗読）
◆議長（泉田会長）
　直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
　日程第１、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第１３条第２項の規定により会長及び総会において定めた２名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。
　これにご異議ございませんか。
　「（異議なし）の声」
◆議長（泉田会長）
　異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。
議事録署名人には　３番　大橋　利一　委員、５番　吉田　晴男　委員の両名を指名いたします。
　続いて日程第２、議案第 1 号「農地法第３条第１項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。
○志賀事務局長
　お手元の資料の３ページをご覧ください。議案第１号「農地法第３条第１項及び同条第３項の規定に基づく所有権の許可申請」について、農地法第３条第１項及び同法施行令第３項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和２年２月１８日提出。双葉町農業委員会会長 泉田健一。
　資料４ページをご覧下さい。譲渡人は福島県浪江町大字請戸字川原××番地の××××さん××歳です、譲受人は福島県大字幾世橋字上ノ畑××、××××さん××歳です。土地の表示として、双葉町大字鴻草字清水迫××番ほか６筆、田、４，５０５平方メートル。双葉町大字両竹字増田××、畑、５４８平方メートル、計５，０５３平方メートル、となります。譲受人労働力 2 人、移転理由は受贈し引き続き農業経営を主宰するためです。
　この方は双葉町に農地を持っているということですが、譲受人××××さんは農業経験のない新規就農者となっていますので、今回は営農計画書を資料として１５ページに付けています。今後、この地区の一部は帰還困難区域となっています。今後戻れるようになりましたら米、ほうれん草を作付予定とのことです。機械に関しては現在所有しておらず、今後、リースする予定です。作物に関しては JA ふくしまに加入し出荷予定です。
　ご審議よろしくお願いしたいと思います。以上です。
◆議長（泉田会長）
　これから議案第１号の審議に入ります。

本件に係る調査結果を地区調査委員である西尾富雄委員から報告願います。
〇西尾委員
譲渡人、××××さんのところに２月９日１０時１分頃、電話で連絡しました。
××××さんへ今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については生前一括贈与により、譲受人××××さんへ譲渡したいとのことでした。
譲受人、××××さんへは２月９日１０時９分頃電話で連絡しました。××××さんについても　今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。避難指示解除後には営農再開されるとのことです。以上、報告いたします。
◆議長（泉田会長）
本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。
（なし）
◆議長（泉田会長）
これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第１号の農地法第 3 条第１項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
「(異議なし）の声」
◆議長（泉田会長）
異議なしと認めます。議案第１号の農地法第３条第１項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第３「農地法第５条第１項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。
〇志賀事務局長
それでは皆さまのお手元の資料 34 ページをご覧ください。
議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」農地法第５条第１項及び第３項の規定による許可に係る事業変更の申請があったので審議に付す。令和２年２月１８日提出。双葉町農業委員会会長　泉田 健一。
こちらに関しては資料３４ページから４７ページになります。昨年の７月定例総会にて中野地区産業団地の調整池から渋江川への水路を作るために、農地の一部を仮設道路、資材置場として利用するために農地法第５条第１項による農地一時転用の申請のあった箇所です。令和元年１０月に発生しました台風１９号及び台風２１号により調整池に雨水が流入し、排水及び堆積土砂の撤去に時間を要し、また施工箇所内の２級水準点の移設手続きに時間を要することから、以前に申請した期間内に完了出来ないということで、転用期間を令和２年９月３０日に変更するものです。２月１０日に現地を確認した結果、現場の施工管理及び安全管理がされていない状況でしたので、現場を担当している UR 都市機構と田中前田復旧復興共同企業体の担当者を２月１３日に役場へ呼び事情を確認しました。確認状況より施工管理を正しく行い安全管理をし、早急に２級水準点を移設してほしいと伝え、了承をいただきました。以上のことを、大橋委員に報告をさせていただきました。
◆議長（泉田会長）
本件に係る調査結果を調査委員である、大橋委員より報告願います。

○大橋委員
　２月１０日に事務局と現地を確認いたしました。詳細については事務局長から報告のあったとおりです。現場で最初に気が付いたことは作業状況が遅れているということで、大雨の影響で地盤がかなり緩んでいるように見受けられ、仮設の土留め等が波打っていました。工期が２倍に延びるということで、確認をしてきました。
　農地については営農再開に支障がある状態ではありませんでした。以上です。
◆議長（泉田会長）
　本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。
　（なし）
◆議長（泉田会長）
　これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第２号の農地法第５条第１項の規定に基づく事業計画変更申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
　「(異議なし）の声」
◆議長（泉田会長）
　異議なしと認めます。議案第２号の農地法第５条第１項の規定に基づく事業計画変更申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
　以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間１３時４８分）

　引続き、下記事項について協議
　（１）令和２年３月定例総会の開催及び日程について

　引き続き、下記事項について報告
　（１）工事進捗状況報告
　（２）農地利用完了報告について
　（３）農地利用完了報告について

（閉会時刻１４時０３分）

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会　会　　　　長　　　　泉田　健一　　　　㊞

議事録署名人　　　　大橋　利一　　　　㊞

議事録署名人　　　　吉田　晴男　　　　㊞